

(広報資料)



**自転車事故を防止し、歩行者及び自転車の安全を確保するため、事故率が低い「左側通行」の徹底を進めます！**

平成28年10月3日  
京都市建設局  
担当 自転車政策推進室  
電話 222-3565



**「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」の策定について  
～車道の左側に自転車の走行環境を整備します～**



京都市では、自転車走行環境の「みえる化」をはじめとする総合的な自転車政策を進めるため、平成27年3月に「京都・新自転車計画」を策定しました。また、国土交通省・警察庁において、平成28年7月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定版が策定されたところです。

この度、これらの計画及び国のガイドラインに基づき、自転車が安全に走行できる環境を整備するため、誰もが分かりやすい京都版の統一的な整備マニュアルとなる「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」(以降、「本ガイドライン」という。)を策定しましたので、お知らせします。

今後、本ガイドラインに基づき、車道の左側に自転車の走行環境を整備していきます。

## 記

### 1 基本的な考え方

以下の6つの点に基づき、整備を進める。

- ・ 歩行者の安全を第一とした整備
- ・ 「自転車は軽車両であり車の仲間である」という大原則を踏まえ、車道の左側に自転車の走行環境を整備

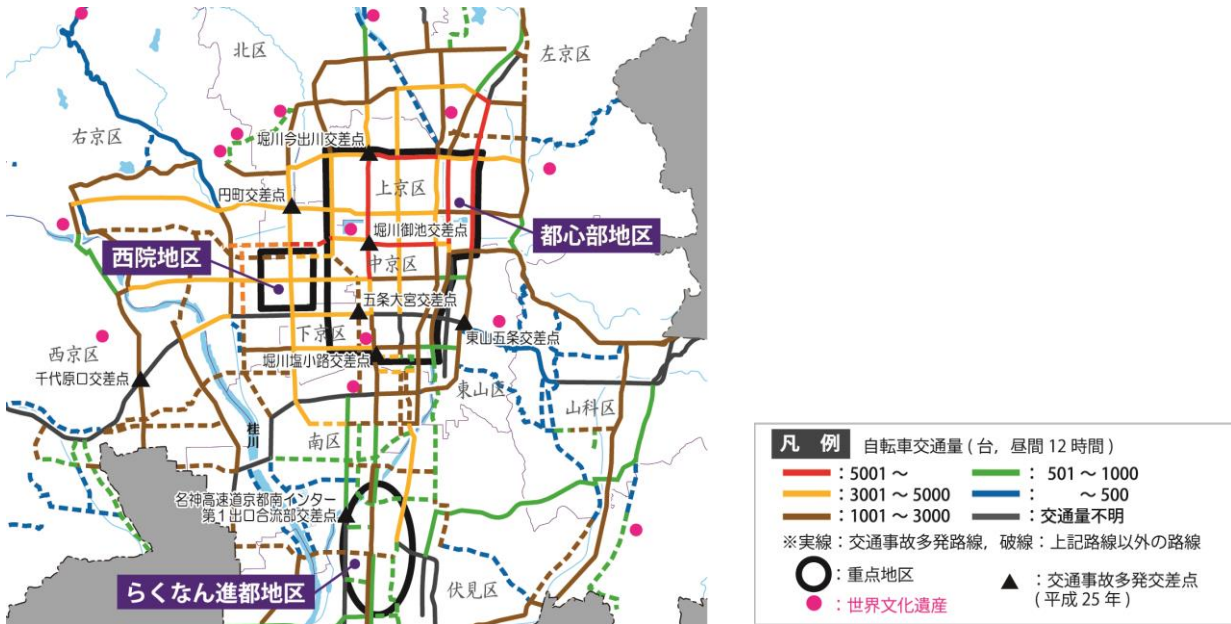


← 京都らしいベンガラ色の矢羽根と自転車マークを車道の左側に設置

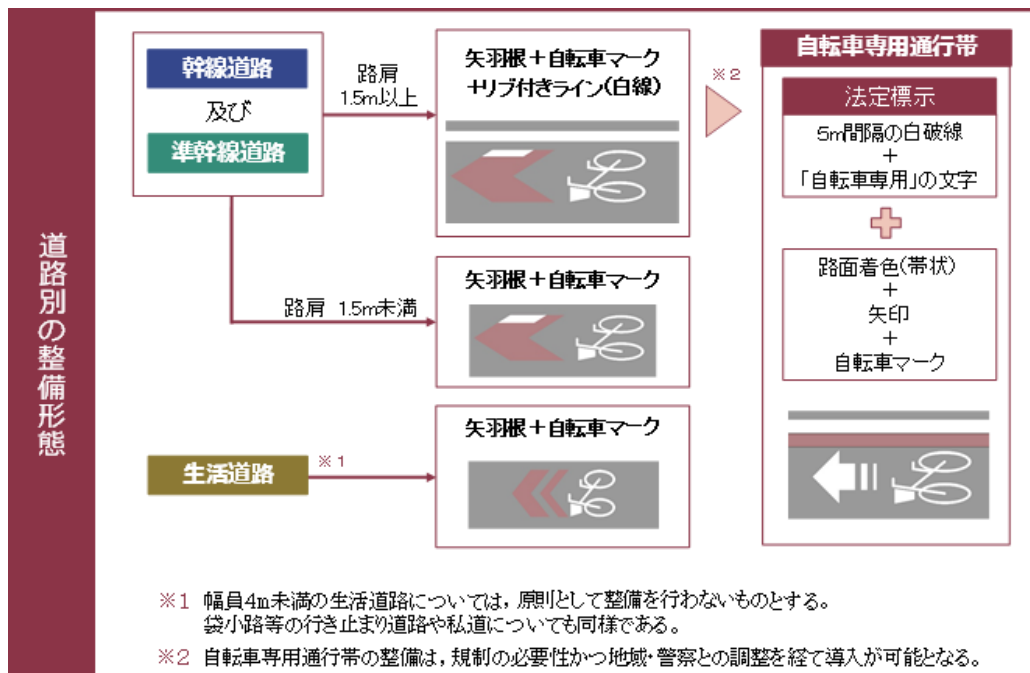
- ・ 自転車歩行車道における自転車走行位置の明示は行わない
- ・ 自転車走行環境整備に伴う自転車横断帯撤去の検討
- ・ 自転車走行の連続性を確保する
- ・ 駐停車・荷捌き車両対策による自転車の安全性及び快適性の向上

## 2 適用範囲

本ガイドラインでは、「京都・新自転車計画」の3つの重点地区（都心部地区、西院地区、らくなん進都地区）を対象に面的なネットワーク整備を進めていく。



## 3 自転車走行環境整備フロー



- 安全上改善が求められる路線については，**自転車道（一方通行）**を検討するものとする。
- 3つの重点地区以外で，大型車の交通量が多い郊外の整備形態については，今後改めて検討を行うものとする。

## 4 配布場所

本日から，市役所案内所，各区役所・支所等で概要版を配布します。また，当室ホームページ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000205680.html>) では，概要版及び本冊をダウンロードできます。